特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

関ケ原町は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

関ケ原町長

公表日

令和3年8月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務						
①事務の名称	軽自動車税に関する事務						
②事務の概要	軽自動車税は、賦課期日(4月1日)時点に軽自動車等の定置場を当該市町村内に有する所有者に対して課税を行うものである。 軽自動車等(軽自動車、原動機付自動車等)を購入または譲り受けるなどした場合や、譲渡や盗難などにより所有しなくなった場合に申告が行われる。その際、車両の種類に応じて申告先が異なり、三輪・四輪の軽自動車に関しては軽自動車検査協会へ、二輪の小型自動車・二輪の軽自動車に関しては陸運事務所へ申告が行われ、原動機付自転車・小型特殊自動車に関するもののみ当該市町村に対して申告が行われる。なお、生活保護法により扶助を受ける場合などは減免申請書を当該市町村にて受け付け、必要に応じて減免を行う。 地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①課税対象者情報の準備。(地方税第442条の2、第445条)②納税者の軽自動車の登録・抹消情報を受領する。(地方税第447条)③納税者に対し、納税通知書(税額決定通知書)と納付書を送付する。 ④納税者から減免申請書を受領する。(地方税第45条)⑤減免申請の対象者であるか他課へ情報照会を行う。⑥納税者に対し、減免通知書と納付書を送付する。なお、これらの事務に関して、中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、宛名管理システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。						
③システムの名称	軽自動車税システム、納税管理人システム、宛名管理システム、e-Ltaxシステム、収納消込システム、 滞納整理システム、中間サーバー						

2. 特定個人情報ファイル名

軽自動車税システムファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法第9条第1項、別表第一項番16

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

	①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定			
	②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):なし					
		(別表第二における・ ・番号法別表第二 ・番号法別表第二	(第27の項)): める事務及び情報を定める命令	第20条第6号、第7号		

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	12年3月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点						
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価		重点項目記	平価書又は全	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及 項目評価書において、リ	び全項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(情報提供	其ネットワークシスラ	テムを通	じた入手を関	≩<。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい		
4. 特定個人情報ファイル(の取扱し	いの委託			[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託ヤ	や情報提供ネットワー	-クシステ	ムを通じた提供]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	გ გ	
6. 情報提供ネットワークシ	ステム	との接続		[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい		
7. 特定個人情報の保管・	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検		内部監査	[] 外部	監査	
9. 従業者に対する教育・	答 発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていた		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月16日	I 5. ②所属長	若山孝幸	藤田栄博	事後	
平成28年9月16日	Ⅱ 1. いつの時点の計数か	平成26年7月22日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年9月16日	Ⅱ 2. いつの時点の計数か	平成26年7月22日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成30年5月24日	I 5. ②所属長	税務課長 藤田栄博	税務課長	事後	
令和2年3月31日	Ⅱ 1. いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	令和2年3月1日時点	事後	
令和2年3月31日	Ⅱ 2. いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	令和2年3月1日時点	事後	
令和3年8月20日	1 1. ③	固定資産税税システム、納税管理人システム、 宛名管理システム、e-Ltaxシステム、収納消込 システム、滞納整理システム、中間サーバー	軽自動車税システム、納税管理人システム、宛 名管理システム、e-Ltaxシステム、収納消込シ ステム、滞納整理システム、中間サーバー	事後	
令和3年8月20日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):なし (別表第二における情報照会の根拠):第一欄 (情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):なし (別表第二における情報照会の根拠): ・番号法別表第二(第27の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条第6号、第7号	事前	